

## 平成29年第5回 飯塚市議会会議録第6号

平成29年12月22日（金曜日） 午前10時00分開議

### ○議事日程

日程第12日 12月22日（金曜日）

#### 第1 常任委員会委員長報告

##### 1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 69号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第4号）
- (2) 議案第 84号 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例
- (3) 議案第 86号 飯塚市職員の配偶者同行休業に関する条例
- (4) 議案第 87号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第 88号 飯塚市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第 89号 飯塚市職員等旅費条例の一部を改正する条例
- (7) 議案第 90号 飯塚市行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- (8) 議案第101号 土地の処分（飯塚野球場跡地）
- (9) 議案第105号 専決処分の承認（平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第3号））
- (10) 議案第106号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第5号）
- (11) 議案第107号 平成29年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- (12) 議案第108号 平成29年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- (13) 議案第109号 平成29年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- (14) 議案第110号 平成29年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
- (15) 議案第111号 平成29年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
- (16) 議案第112号 平成29年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- (17) 議案第113号 平成29年度飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）
- (18) 議案第114号 平成29年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- (19) 議案第115号 平成29年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）
- (20) 議案第116号 平成29年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第2号）
- (21) 議案第117号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

##### 2 福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 71号 平成29年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- (2) 議案第 78号 平成29年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- (3) 議案第 92号 飯塚市立小学校設置条例及び飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第 93号 飯塚市学校給食センター条例を廃止する条例
- (5) 議案第 94号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第100号 財産の無償貸付け（療育関連通所施設敷）
- (7) 議案第118号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

##### 3 協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 70号 平成29年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- (2) 議案第 72号 平成29年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- (3) 議案第 77号 平成29年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)
- (4) 議案第 83号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第 91号 飯塚市国民健康保険出産費支払資金貸付基金条例を廃止する条例
- (6) 議案第 95号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
- (7) 議案第 98号 財産の譲渡(幸袋池田集会所)
- (8) 議案第 99号 財産の無償貸付け(ふれあい広場)
- (9) 議案第102号 土地の処分(頤田病院敷)

#### 4 経済建設委員長報告(質疑、討論、採決)

- (1) 議案第 73号 平成29年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)
- (2) 議案第 74号 平成29年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)
- (3) 議案第 75号 平成29年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
- (4) 議案第 76号 平成29年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
- (5) 議案第 79号 平成29年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)
- (6) 議案第 80号 平成29年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)
- (7) 議案第 81号 平成29年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)
- (8) 議案第 82号 平成29年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)
- (9) 議案第 96号 飯塚市営駐車場条例の一部を改正する条例
- (10) 議案第 97号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例
- (11) 議案第103号 市道路線の廃止
- (12) 議案第104号 市道路線の認定

#### 第2 経済・体育施設に関する調査特別委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第85号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

#### 第3 選挙第5号 飯塚市・桂川町衛生施設組合議会議員の選挙

#### 第4 議会選出各種委員等の選出

- 1 都市計画審議会委員
- 2 暴力追放・生活安全推進住民会議委員

#### 第5 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第17号 原子力損害の賠償に関する法律(原子力損害賠償法)を実効性あるものに改正することを求める意見書の提出

#### 第6 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第30号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 2 報告第31号 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 3 報告第32号 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 4 報告第33号 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 5 報告第34号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

#### 第7 署名議員の指名

#### 第8 閉会

#### ○会議に付した事件

#### 第1 常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 69号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第4号）
- (2) 議案第 84号 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例
- (3) 議案第 86号 飯塚市職員の配偶者同行休業に関する条例
- (4) 議案第 87号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第 88号 飯塚市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第 89号 飯塚市職員等旅費条例の一部を改正する条例
- (7) 議案第 90号 飯塚市行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- (8) 議案第101号 土地の処分（飯塚野球場跡地）
- (9) 議案第105号 専決処分の承認（平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第3号））
- (10) 議案第106号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第5号）
- (11) 議案第107号 平成29年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- (12) 議案第108号 平成29年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- (13) 議案第109号 平成29年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- (14) 議案第110号 平成29年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
- (15) 議案第111号 平成29年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
- (16) 議案第112号 平成29年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- (17) 議案第113号 平成29年度飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）
- (18) 議案第114号 平成29年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- (19) 議案第115号 平成29年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）
- (20) 議案第116号 平成29年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第2号）
- (21) 議案第117号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

2 福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 71号 平成29年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- (2) 議案第 78号 平成29年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- (3) 議案第 92号 飯塚市立小学校設置条例及び飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第 93号 飯塚市学校給食センター条例を廃止する条例
- (5) 議案第 94号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第100号 財産の無償貸付け（療育関連通所施設敷）
- (7) 議案第118号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

3 協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 70号 平成29年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- (2) 議案第 72号 平成29年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (3) 議案第 77号 平成29年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- (4) 議案第 83号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第 91号 飯塚市国民健康保険出産費支払資金貸付基金条例を廃止する条例
- (6) 議案第 95号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
- (7) 議案第 98号 財産の譲渡（幸袋池田集会所）
- (8) 議案第 99号 財産の無償貸付け（ふれあい広場）
- (9) 議案第102号 土地の処分（額田病院敷）

4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 73号 平成29年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）
- (2) 議案第 74号 平成29年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）
- (3) 議案第 75号 平成29年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

- (4) 議案第 76号 平成29年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
- (5) 議案第 79号 平成29年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)
- (6) 議案第 80号 平成29年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)
- (7) 議案第 81号 平成29年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)
- (8) 議案第 82号 平成29年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)
- (9) 議案第 96号 飯塚市営駐車場条例の一部を改正する条例
- (10) 議案第 97号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例
- (11) 議案第103号 市道路線の廃止
- (12) 議案第104号 市道路線の認定
- 第2 経済・体育施設に関する調査特別委員長報告(質疑、討論、採決)
  - 1 議案第85号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 第3 選挙第5号 飯塚市・桂川町衛生施設組合議会議員の選挙
- 第4 議会選出各種委員等の選出
  - 1 都市計画審議会委員
  - 2 暴力追放・生活安全推進住民会議委員
- 第5 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
  - 1 議員提出議案第17号 原子力損害の賠償に関する法律(原子力損害賠償法)を実効性あるものに改正することを求める意見書の提出
- 第6 報告事項の説明、質疑
  - 1 報告第30号 専決処分 of 報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
  - 2 報告第31号 専決処分 of 報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
  - 3 報告第32号 専決処分 of 報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
  - 4 報告第33号 専決処分 of 報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
  - 5 報告第34号 専決処分 of 報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 第7 定住自立圏構想に基づく中心市宣言
- 第8 署名議員の指名
- 第9 閉 会

○議長(藤浦誠一)

これより、本会議を開きます。

常任委員会に付託していました「議案第69号」から「議案第84号」までの16件、及び「議案第86号」から「議案第118号」までの33件、以上49件を一括議題といたします。  
総務委員長の報告を求めます。25番 勝田 靖議員。

○25番(勝田 靖)

総務委員会に付託を受けました議案21件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第69号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」については、執行部から補正予算書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳入、市税について、固定資産税収が増額となった要因は何かということについては、土地、家屋ともに増収となっているが、特に太陽光発電設備の設置による償却資産の増収が主な要因であるという答弁であります。

次に、歳入、急患センター使用料について、1039万円減額の要因は何かということについては、当初、受診者を4416名と見込んでいたが、想定より受診者数が少なく、これまでの実績を勘案し、受診者数の見込みを3263名と見直したことから、減額したものであるという答弁であります。

この答弁を受けて、市民が健康で、受診者が減少することはよいことであるが、急患センターの存在が十分に周知されるような対策も取るべきであるとの意見が出されました。

次に、保育所費、職員給与費について、保育士臨時職員雇用経費減額の要因は何かということについては、本年4月から募集をかけていたが、予定数が確保できなかったため、8月までの実績分を考慮し、減額したものである。9月から3月までの経費は、当初の予定どおり計上しており、引き続き、保育士臨時職員の確保に努めたいという答弁であります。

次に、ごみ処理費、清掃工場管理運営費について、減額の要因は何かということについては、平成28年4月に発生した、熊本地震による熊本市の災害廃棄物の受け入れに係る処理費用を、クリーンセンターにおける処理可能な最大日量を基礎として計上していたが、本年4月以降に受け入れ量が確定したこととあわせて、平成29年7月の北部豪雨災害における朝倉市、東峰村の災害廃棄物を含めた受け入れ状況を勘案した結果、減額するものであるという答弁であります。

次に、債務負担行為、予約乗合タクシー受付業務及び運行業務委託料について、利用登録者数と、実際の利用者との差が大きく、一部の利用者のみ恩恵を受けているとの指摘もあっている。公共事業であるため、費用対効果だけを考えて実施することはできないが、導入効果が達成されていなければ、事業を見直す必要があるのではないかということについては、運行事業者等とも調整を行っていく中で、車両のサイズダウンなどの個別課題も含め、現状の3年間ごとの運行計画にこだわらず、検討していきたいという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から公立保育所の新設を行わない上、必要な正規職員を採用せず、臨時保育士の募集を実施しても、なお待機児童の解消ができていないこと。児童クラブでは、子どもの安全にとって不可欠な指導員が、現在でも飯塚小学校と片島小学校で不足した状況の中で、関係予算を減額すること。また、特別に支援が必要な子どものための特別支援教育支援員を適正に配置していないなどの理由により、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第84号 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例」については執行部から、議案書等に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第86号 飯塚市職員の配偶者同行休業に関する条例」、「議案第87号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第88号 飯塚市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第89号 飯塚市職員等旅費条例の一部を改正する条例」、以上4件については、それぞれ執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第90号 飯塚市行政財産使用料条例の一部を改正する条例」については執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、来庁者用駐車場の一部を有料化する目的は何かということについては、本庁舎や立岩公民館に用事がない方の目的外利用を抑制するためのもので、そのため、平日は、使用料の上限額を設けず、周辺駐車場の一番高いところにあわせて使用料の設定をしている。また、休日については、歳入の確保を図ることを目的としているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、来庁者駐車場の有料化は、本庁舎や立岩公民館に用

事がない方の利用を抑制するためではなく、使用料を払えば誰でも駐車できるような制度設計になっている。また、無料とする場合についても、本庁舎等の利用者にとって、特に高齢者や障がいのある方などに、煩雑な手間を押し付けることになるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１０１号 土地の処分（飯塚野球場跡地）」については執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、予定価格を大幅に上回る価格での落札をどう評価しているのかということについては、販売する前から多くの問い合わせ等があり、非常に注目の高い物件であったため、高い落札率になったのではないかと考えている。学校敷地の近くの土地であることから、どういう方が購入されるのか、危惧していたが、住宅関係メーカーであったため、安堵しているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、民間への売却をやめて、有効活用を市民と話し合っ  
て決めていくべきであり、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１０５号 専決処分の承認（平成２９年度飯塚市一般会計補正予算（第３号））」については、執行部から補正予算書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１０６号 平成２９年度飯塚市一般会計補正予算（第５号）」、「議案第１０７号 平成２９年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」、「議案第１０８号 平成２９年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第３号）」、「議案第１０９号 平成２９年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」、「議案第１１０号 平成２９年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第２号）」、「議案第１１１号 平成２９年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第２号）」、「議案第１１２号 平成２９年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第２号）」、「議案第１１３号 平成２９年度飯塚市水道事業会計補正予算（第２号）」、「議案第１１４号 平成２９年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第２号）」、「議案第１１５号 平成２９年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第２号）」、「議案第１１６号 平成２９年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第２号）」、及び「議案第１１７号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、以上１２件については、関連があるため一括議題とし、執行部から、補正予算書及び議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。７番 川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私はただいまの総務委員長報告のうち、議案第６９号、第９０号及び第１０１号に反対、議案第８４号に賛成の立場から討論を行います。

まず、「議案第６９号 平成２９年度飯塚市一般会計補正予算（第４号）」についてであります。保育所については、必要な公立保育所の新設を行わない上に、既設の公立保育所で入所待機児の解消に必要な正規職員を採用せず、確保が困難とわかっている臨時保育士募集に頼り、必要数の確保に失敗して、入所待機児解消はできていない上半期の実績のレベルで、引き続き、臨時保育士確保だけを追い求めている減額補正。また、児童クラブについては、子どもの安全に

とって不可欠な指導員が、現在でも飯塚小学校と片島小学校で不足したままでの減額補正。さらに学校教育では、少人数学級のための任期付教員の配置の安易な廃止による減額補正。特別に支援が必要な子どものための特別支援教育支援員を配置しなかったことによる減額補正など、その背景には、子どもと子育て世代に対する支援の脆弱さと、特に子どもの安全に対する責任の自覚の欠如があらわれており、今回、補正予算には賛成できません。予算書の数字にあらわれた子どもや高齢者を初め、市民の切実な願いや苦しみを受けとめる福祉の心が大切であります。

次に、飯塚市行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてであります。市役所駐車場のうち、今回有料化するのは、行政機能の一極集中によって満車状態のときが多くなった第3駐車場、プレジデントホテル右側、110台収容可能な駐車場であります。これは満車状態の解消に向けて、市役所や立岩公民館に用事がない人の目的外の使用を抑制するためという市の説明とは逆に、駐車料金を払えば、誰でも駐車できるようにするものであります。つまり、有料化による一般開放です。既に3600万円の予算をかけて料金収納機の設置工事が始まっています。第1駐車場、市役所正面119台収容 possible の完成は来年の8月です。第2駐車場、立岩公民館向かい、51台収容可能ですが、これは計画中の立岩公民館移転の後は使えなくなります。来年3月には、有料で一般開放となるこの第3駐車場ですが、しばらくすると、全て公用車110台の予定ですけれども、臨時駐車場となり、市役所や立岩公民館利用者のための駐車スペースは少ない状態が断続的に続いていきます。第2駐車場が廃止される時期からは第1駐車場が無料で来庁者専用で119台、第3駐車場が一般有料駐車場で110台収容となるわけであります。市役所や立岩公民館に用事のない人の駐車を認めていない今でも満車で困ることがあるのに、駐車料金を払えば、誰でも駐車できるようになる。そうすれば、その分だけ駐車スペースが減って、来庁者が駐車しにくくなるのではないのでしょうか。市役所や立岩公民館に用事のある人で無料にしてもらおうと思えば、高齢者や障がいのある方、赤ちゃんを抱えたお母さんでも、雨の日は傘を持って、いちいち駐車券をとって用事を済ませる窓口で、確認印を押してもらって、さらに、1階のロビーの総合案内の窓口に行って、再び駐車券を取り出して、無料にもらうための磁気処理をしてもらわなければなりません。時間帯によっては、このロビーが、総合窓口が大変な行列ができるということにもなりかねないのであります。駐車券をなくしたときは一体どうなるのか。市民も煩雑で大変ですが、窓口の職員も仕事がふえて大変であります。

一方、市職員と議員には、この煩雑さを避けるために、いつでも無料で読み取り機にかざすだけでフリーパスで駐車場を出入りでき、庁舎事務室のドアの開閉もできるICカードを料金収納機の設置工事が終わるとされる来年2月末ころには配付することになっているとのことあります。既に、本庁職員700人が持ち、新たに350人に配布するとしています。市役所駐車場の一部有料化の議案は、このように市役所機能の一極集中によって不足しがちな駐車場のほぼ半分を有料化し、一般開放するものであって、駐車場不足に拍車をかけ、市民にとっても、市職員にとっても、煩わしい負担をかけるものでしかないということでもあります。有料化による市財政への貢献という角度からは、市役所や立岩公民館に用事のない一般の利用者の見込みは立たず、駐車料金の収入の予測も立たないというのが市役所の今の状況です。休日や夜間の市役所への来庁者がいないときは、立岩公民館の利用者の駐車スペースを確保しながら、新飯塚中心商店街など地域振興のために積極的に活用することを検討するべきであります。

次に、飯塚野球場跡地の売却についてであります。JR福北ゆたか線、国道201号に近接するなど、交通の便がよく、国、県、市の行政機関にも近く、日当たりも良い立岩小学校に隣接するこの土地は、歴史的な立岩遺跡のふるさとでもあり、本来、野球場として、あるいは運動公園として、また地域住民の憩いの広場として、市民のために、市有地の有効活用ができた土地であります。今回、土地売却の入札では応札した8社全てが売り出し価格を大幅に上回り、

未来エステート株式会社が、予定価格の3倍近い2億6888万円で落札しました。これほどのお金を投入しても、将来利益が出るという判断であります。昨年夏当時、教育長であった片峯市長が、売却予定地に台風で倒れる危険が残っては売却できないと、売れる物も売れないということで、立岩小学校の5本並んでそびえ立って、見事な空間を子どもたちにつくり出していたメタセコイヤを、保護者の皆さんを初め、多くの署名を添えての要望にもかかわらず、最終的に伐採する決断までして売り出したものであります。市長は、学校の隣に何ができるか心配だったが、落札者が住宅産業関係者だったので安心したという趣旨のことを答弁しました。今回、売却には転売禁止期間の設定もなく、利用目的の条件也没有せん。市長は何を根拠に安心したのでしょうか。今回、土地売却は市民のために有効活用できる土地を後先考えずに、がむしゃらに売り飛ばしたものだということのほかはなく、反対であります。

最後に、定住自立圏の形成にかかわる議会の議決事件を定める条例については、市の説明に不透明感がつきまとい、住民サービスのさらなる切り下げ、また情報関係など、新たな無駄遣いの危険があるが、それを議会がチェックする機会をつくることができるという判断をするため、賛成であります。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第69号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第4号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第84号 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例」、「議案第86号 飯塚市職員の配偶者同行休業に関する条例」、「議案第87号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第88号 飯塚市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」、及び「議案第89号 飯塚市職員等旅費条例の一部を改正する条例」、以上5件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案5件は、いずれも原案可決されました。

次に、「議案第90号 飯塚市行政財産使用料条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第101号 土地の処分（飯塚野球場跡地）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第105号 専決処分の承認（平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第3号）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認されました。

次に、「議案第106号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第5号）」、「議案第107号 平成29年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、「議案第108号 平成29年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第3号）」、「議案第109号 平成29年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、「議案第110号 平成29年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）」、「議案第111号 平成29年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）」、「議案第112号 平成29年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）」、「議案第113号 平成29年度飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）」、「議案第114号 平成29年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第2号）」、「議案第115号 平成29年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）」、「議案第116号 平成29年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第2号）」、及び「議案第117号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、以上12件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案12件は、いずれも原案可決されました。

福祉文教委員長の報告を求めます。14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

福祉文教委員会に付託を受けました、議案7件について審査した結果を報告いたします。

「議案第71号 平成29年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）」については、執行部から補正予算書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、訪問型予防サービス事業費及び通所型予防サービス事業費が減額となったのはなぜかということについては、今年度より取り入れた総合事業を見込み、予算組みをしていたが、想定よりも利用者数が少なく、減額となったものであり、事業者が減ったということではないという答弁であります。

以上のような審査の後、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第78号 平成29年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）」については、執行部から補正予算書に基づき、補足説明を受け審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第92号 飯塚市立小学校設置条例及び飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例」、「議案第93号 飯塚市学校給食センターを廃止する条例」及び「議案第94号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」、以上3件については、それぞれ執行部から議案書に基づき、補足説明を受け審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第100号 財産の無償貸付け（療育関連通所施設敷）」については、執行部から平成22年10月1日付の市有財産使用貸借契約書の提出並びに議案書に基づく補足説明を受け、あわせて、委員会が要求した、平成19年11月27日付の飯塚市立穎田病院の運営の委譲に関する仮協定書、平成22年9月1日付の療育関連通所施設併設に関する覚書、平成29年9月14日付の市有財産の使用貸借延長のお願いの3点の資料に基づき、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、なぜ、土地の無償貸付期間を5年間延長するのかということについては、療育振興プロジェクトから財政的な理由により、市有財産使用貸借延長願が提出され、本来であれば無償貸付期間終了後に土地を購入してもらふべきところだが、障がい児などへの支援を専門とした筑豊地区唯一の療育関連通所施設であり、嘉麻市、桂川町をあわせた飯塚圏域の障がい者福祉の一端を担っていることを考慮して、やむを得ず期間延長を判断したという答弁であります。

次に、5年間延長した場合、相手方は土地を購入するのかということについては、貸付期間

終了後の土地の購入を前提としての市有財産使用貸借契約であり、5年後は必ず購入してもらうという答弁であります。

次に、5年間で事業変更がなされ、業績が改善されるとは予想できないが、どういう試算をしたのかということについては、提出書類を確認する中では、5年間猶予しても財政が改善するというふうに見込んではいないが、平成30年3月31日をもって期間を終了するものを、さらに5年間限りという延長願であり、企業として努力していただけたと考え、議案として上程させていただいたという答弁であります。

この答弁を受け、療育施設は必要だと思うが、期待するだけではなく、事業計画を提出すべきであるという指摘がなされました。

次に、単年度収支は、赤字となっているが、バランスシート上の現預金は積み上がっている。赤字決算なのは、売上原価に減価償却が計上されているためだと思われるが、これについて相手方に確認したのかということについては、貸借対照表・損益計算書について、非常に厳しい状況であるとの説明のみだったという答弁であります。

次に、今回の議案提出の理由の一つに、相手方からの再三のお願いがあったからというが、別の会社が同じように要請した場合にも無償を継続するのかということについては、療育関連通所施設として、地域に貢献する福祉サービス事業を展開しており、今後も引き続き、事業が継続されることの必要性を考慮して、土地使用貸借の猶予延長を判断したという答弁であります。

次に、5年後の土地購入のための担保を取っているのか、取っていないとすれば、誰が責任を持って土地を購入してもらうのかということについては、5年後の買い取りについては確約書等の検討も現在しており、先方と協議していきたいという答弁であります。

次に、この会社が赤字決算というが、減価償却費を除くと毎年、実質黒字決算であり、隣の潁田病院敷から計算すると1067万円ぐらいが売却価格ではないかと考える。例えば、月額9万円で5年間貸し付け、5年後に500万円ぐらいで買ってもらうということもできるのではないかと考えるがどうかということについては、貸付期間終了後には、購入をしていただくということが当初の約束であり、それ以外は想定をしてなかったという答弁であります。

次に、市長は、今回どこでこのような判断をしたのかということについては、本年の6月ごろ担当部署と協議を行い、この地域のために、相手の希望を聞き入れてでも事業を続けていく道を選択しよう判断した。今後、療育振興プロジェクト、特定非営利活動法人ピースと本市との間で、5年後に購入してもらうために、市としてどうすればいいのか、さらに事業内容の充実と円滑な運営を行うためにどうすればいいのかを協議し、方向性を出していく努力をしていきたいという答弁であります。

以上のような審査の後、5年後に土地を購入する確約などを相手方に求めていくことを検討しており、本施設が今後も地域の障がい者福祉へ貢献してもらえることを考慮して、本案に賛成であるという意見や、無償貸付期間延長の理由について、論理立てて説明できておらず、同様の議案や、期間を限って市税等の減免を行っている事例に対し、影響が出ることが懸念されるため、本案については反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成少数で否決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第118号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

福祉文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は、ただいまの福祉文教委員長報告のうち、議案第71号、及び第100号に反対し、討論を行います。

まず、平成29年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、高過ぎる保険料が重くのしかかり、要支援に該当する人が、市の総合事業へ移行するという形で、介護保険から排除され続けており、認められません。

次に、財産の無償貸付け（療育関連通所施設敷）は、潁田病院に隣接する市有地の貸借契約による貸付期間終了を、来年3月31日に迎える株式会社療育振興プロジェクト、川越 浩代表取締役に対して、貸付期間終了後は買収しなければならないとする契約第5条にもかかわらず、本市が無償貸し付けを5年延長するものであります。7年前の平成22年10月1日付のこの無償貸付契約は、相手側が株式会社であり、国や地方公共団体ないし、公共団体でないことから、本市の財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関し必要な事項を定めた「飯塚市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に該当せず、地方自治法第96条第6項の規定により議会の議決に基づいたものであります。本市の発足から12年ですが、この規定に基づいて市有地の無償貸し付けの議会議決を行った例はほかにありません。

株式会社療育振興プロジェクトは、私が議案質疑の際に尋ねたように、本店所在地を（株）麻生と同一の柏の森748の3に、資本金6500万円で、平成22年5月に発足しています。代表取締役の川越 浩さんの名前は、福岡県知事登録貸金業者名簿に登録された、西日本メディカルビルディング株式会社の代表取締役にもあり、この会社の所在地も（株）麻生と同一であります。また、この川越 浩さんの名前は、福岡市早良区百道浜2丁目4の27、A Iビル8階にある日本ハートサポートネットワーク株式会社の代表取締役にもあります。また、取締役の坂根 隆さんの名前は、福岡県知事登録貸金業者名簿に登録されている、南日本メディカルビルディング株式会社の代表取締役にもありますが、この会社の所在地も（株）麻生と同一であります。さらに、市有地の無償貸付契約締結時の代表取締役で現在、取締役の池 賢二郎さんは、株式会社麻生飯塚病院の経営管理部長であります。契約の第5条で買収しなければならないとなっている土地の価格は、隣接する潁田病院の敷地の価格と面積を考慮すれば1千万円程度、市の選択肢として有償貸し付けがあるとした場合は、貸付料は月1万5千円程度と考えられます。これに対し、この土地を買収するに必要な十分な現金を、この株式会社が持っていることは、福祉文教委員会でも確認されているのであります。九州経済団体連合会の会長を3期も勤める麻生 泰さんが代表取締役会長を務める（株）麻生を背景にした資本金6500万円の株式会社が、市との契約を反故にして飯塚市民の財産の無償貸し付けの5年延長を要求するなどは横暴にもほどがあり、あまりにみみっちい話であります。

市は本来、相手方との協議の過程で契約第11条に基づいて契約解除を通告し、ただちに価格を提示して買収を要求するとともに、通告後の占有期間に応じた賠償を求めるべきところがあります。2月の市長選挙で麻生太郎事務所の支援を受けて市長選挙を戦った片峯市長が、市政運営の基本と公言した背私向公が、私心を捨て、市民のために市政運営に当たるという意味が真実ならば、市議会の議決を踏まえた契約第5条、つまり土地を買収する義務を果たさせるために、地域に生きる大企業として社会的責任を果たすよう麻生グループ首脳部に申し入れてしかるべきであります。

この施設に入居するNPOが行っている療育サービスは、地域の皆さんの切実な願いの上に実現したもので、さらなる充実を図っていく必要があります。今回、議案は、NPOから家賃を受け取るなど施設の管理をしているだけで、療育サービスをしているわけではない株式会社に、敷地の無償貸し付けを延長するかどうかであり、しかも、この会社が倒産するような話で

はないのであります。それがわかっていながら、私の本会議における議案質疑の中で、梶原副市長が家賃収入、賃貸収入しかないということで、そういうことならば赤字経営になる。そういうことになると、当然将来にわたって、ここが運営していただけるかどうかかわかりませんので、そういうことから推察をした。続いて片峯市長が、今回、議案の102号のように、病院敷地については約束どおりの売却ということで話がつきましたので、現在、経営について非常に難しい本施設については、地域の公共性や福祉性を考えたと答弁したことは、この株式会社のわがままを押し通す意を受けた市長と副市長が子どもを人質に取るような発言をしたと言われても仕方がありません。今回議案は、市長と副市長がこのように子どもの療育サービスを人質にした、この株式会社のわがままな無償貸与の延長要求に押し切られ、やみくもに提出したもので、このような議案が通れば、公正な市政運営が大もとから崩れます。この際、私は飯塚市議会がほかのテーマでの立場の違いを越えて、この株式会社に契約履行を迫る決意を持って今回、議案を否決するように呼びかけるものであります。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

福祉文教委員長報告のうち、「議案第100号 財産の無償貸付け（療育関連通所施設敷）」に賛成の立場から討論いたします。

この議案は、潁田病院に隣接して設置された療育関連通所施設の敷地を設置主体である株式会社療育振興プロジェクトに財産の無償貸し付けの延長について議決を求めるものです。平成22年10月1日より平成30年3月31日までを無償貸付期間として市有財産使用賃貸契約を締結し、その際、対象となる土地使用については、療育関連通所施設の用途に供しなければならないとし、土地用途の指定を行ったものです。その際、貸付条件として貸付期間終了後、土地を時価で購入しなければならないこと等の規定がなされていました。

したがって、本来なら契約や規定どおりに土地を時価購入してもらうのが筋かと私も思います。と思いますが、現在、この療育関連通所施設内において、正式名称、こども発達支援センターミーティアスが、この施設内において3つの事業を展開しています。1つは、発達障がいを含む障がいの早期発見から早期治療、訓練へと適切につなげていく、保護者の相談窓口としてフォスク。これは年間支援件数が2006件、飯塚市はおろか、嘉麻市、桂川町、この3つが合同で実施している事業です。2つ目が、重症心身障がい部門で、アスタス。飯塚市、嘉麻市、桂川町、田川市、宮若市、福智町から年間1317名の重度の知的障がいと身体障がいをあわせ持つ重症心身障がい者への療育に対する事業が行われています。さらに3つ目が、児童発達障がい部門のキャピット。飯塚市、嘉麻市、桂川町、田川市、宮若市、直方市、北九州市、小竹町、福智町、行橋市等から年間2181名、これは比較的障がいの軽い発達障がいと言われている児童を対象に生活訓練や機能回復訓練等を行う事業です。その結果、この筑豊地区一帯を含めて、障がい児支援の強化に貢献してきた実績は、確実に積み重ねてきているという状況があります。しかも、これは潁田病院に隣接しているという好条件により、医療を伴う連携を含めた事業も展開しているわけです。

もし、この議案が否決されることによって、昨年、つまり平成28年度に、このフォスクやアスタス、キャピット等で相談や訓練を含めた支援等を受けていた、延べ5504名もの保護者、子どもたちは今後どうすればいいのでしょうか。その受け皿となる代替の施設が飯塚市、いや筑豊地区からなくなることになります。かつて障がいや発達障がいを抱える子どもたちの保護者は、ほぼ丸一日かけて、北九州療育センターもしくは福岡市療育センター等に何カ月も前から予約をし、時間をかけて通所し、何カ月、何年も通い続けなければならない実態がありました。さらに、この療育関連通所施設開設に向けては、障がいを持つ子どもの親や、地域の

熱い願いと思いますが、これは並々ならぬものがあつたと私は思います。その結果、同僚議員の佐藤議員や道祖議員等が代表質問、あるいは一般質問等を通じて、療育関連通所施設の開設に向けての要請活動もされてきました。私自身も、平成27年の12月議会の一般質問において、同施設の運営について、施設長の高橋先生に直接お会いし、利用者の立場に立った適切な対応を行うよう求めてもきました。しかも、現在、各小中学校の発達障がいの子どもの数は増加傾向にあり、家庭のみならず各教育現場においても苦慮している状況も踏まえ、時価で購入することができないからという理由で、この施設で行われている事業が廃止に追い込まれるのは決して許されることではありません。私は、この株式会社療育振興プロジェクトの収入源、この施設の賃借料月約20万円の収入のみであり、減価償却費と施設の維持費を合わせた経費が果たして補えるのか、不思議でなりません。むしろ、飯塚圏域のみならず、筑豊地区や北九州市を含めて、障がい者福祉行政の施策発展に大きく貢献している実績があるではありませんか。仮に、この土地の時価購入金が5年後に伸びたことと、重症心身障がい児や発達障がい児を含め、その保護者の方々が通所し、支援を受けることを継続することのどちらが、この地域もしくは飯塚市市民の利益につながるのでしょうか。

私は、長年かけてやっと開設できた療育関連通所施設を今後も継続し、安心、安全の支援を受けさせることの手だてを講じることが私たちの務めだと思っています。本当に現状や実績等を見据え、どういう決断をすることが正しいのかを考え、この議案にぜひ賛成していただきたいと思います。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

公明党の奥山亮一です。「議案第100号 財産の無償貸付け（療育関連通所施設敷）」について、公明党市議団を代表し、賛成の立場で討論いたします。

この財産の無償貸し付け実施地である飯塚市口原1061の6にはNPO法人ピースが運営している子ども発達支援センターミーティアが開設されております。以前は北九州、福岡への通所を余儀なくされておりましたが、公明党の提案により、平成17年に現在の場所に開設されました。それ以降、ご本人、ご家族の経済的、時間的、体力的な負担は減り、今となっては、地域になくてはならない重要な施設となっております。現在契約中の無償貸し付けの契約では、無償貸付期間満了日が平成30年3月31日までとなっており、終了後は、当該土地を時価で購入すると記載されておりますが、この議案第100号で、さらに5年間の無償貸し付けが提案されました。委員会では、先ほど福祉文教委員長が述べられたように、長時間にわたり、さまざまな質問がありましたが、最終的には賛成少数で否決となりました。委員会で賛否の判断材料の一つである資料について、要求された資料が配付されましたが、それを充足させるものではありませんでした。最終決断をされた行政のトップである市長、副市長が責任をもって相手方である株式会社療育振興プロジェクト様に、確約書の提出をさせると言われました。私はこのことを強く信じ賛否の判断をし、この議案に賛成しました。

以上で、賛成の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第71号 平成29年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第 78 号 平成 29 年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）」、「議案第 92 号 飯塚市立小学校設置条例及び飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例」、「議案第 93 号 飯塚市学校給食センター条例を廃止する条例」、及び「議案第 94 号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」、以上 4 件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案 4 件は、いずれも原案可決されました。

次に、「議案第 100 号 財産の無償貸付け（療育関連通所施設敷）」の委員長報告は、否決であります。よって、原案について採決いたします。本案を原案のとおり可決することに、賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第 118 号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

協働環境委員長の報告を求めます。17 番 福永隆一議員。

○17 番（福永隆一）

協働環境委員会に付託を受けました議案 9 件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第 70 号 平成 29 年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」、「議案第 72 号 平成 29 年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」、及び「議案第 77 号 平成 29 年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）」、以上 3 件については、それぞれ執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 83 号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」、及び「議案第 91 号 飯塚市国民健康保険出産費支払資金貸付基金条例を廃止する条例」、以上 2 件については、それぞれ執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第 95 号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」、及び「議案第 98 号 財産の譲渡（幸袋池田集会所）」、以上 2 件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 99 号 財産の無償貸付け（ふれあい広場）」、及び「議案第 102 号 土地の処分（颯田病院敷）」、以上 2 件については、それぞれ執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

協働環境委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7 番 川上直喜議員。

○7 番（川上直喜）

私はただいまの協働環境委員長報告のうち、議案第 70 号及び 72 号に反対し、討論を行い

ます。

まず、平成２９年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、住民に新たな負担を押しつける福岡県市町村国民健康保険広域化の準備や、資格証明書の名による保険証の取り上げが続いており、認めることができません。

次に、平成２９年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、保険料滞納を理由に７５歳以上の高齢者に６カ月しか通用しない短期保険証を発行しており、認めることができません。保険料滞納の高齢者と話し合う機会を求めるのであれば、健康状態や経済状態について丁寧な相談を系統的に行うべきです。この点で、議案第９７号の条例改正の趣旨を参考にすることが重要だと思います。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第７０号 平成２９年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第７２号 平成２９年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第７７号 平成２９年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第１号）」、「議案第８３号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」、「議案第９１号 飯塚市国民健康保険出産費支払資金貸付基金条例を廃止する条例」、「議案第９５号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」、「議案第９８号 財産の譲渡（幸袋池田集会所）」、「議案第９９号 財産の無償貸付け（ふれあい広場）」、及び「議案第１０２号 土地の処分（颯田病院敷）」、以上７件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案７件は、いずれも原案可決されました。

経済建設委員長の報告を求めます。２８番 平山 悟議員。

○２８番（平山 悟）

経済建設委員会に付託を受けました議案１２件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第７３号 平成２９年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第１号）」、「議案第７４号 平成２９年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第２号）」、「議案第７５号 平成２９年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）」、「議案第７６号 平成２９年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）」、「議案第７９号 平成２９年度飯塚市水道事業会計補正予算（第１号）」、「議案第８０号 平成２９年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第１号）」、「議案第８１号 平成２９年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第１号）」、及び「議案第８２号 平成２９年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第１号）」、以上８件については、それぞれ執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 9 6 号 飯塚市営駐車場条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本町駐車場と飯塚立体駐車場の供用開始時間を変更したのはなぜかということについては、利用者から要望があり、昨年 4 月から、試行的に供用開始時間を 8 時から 7 時に早めた結果、利用者がふえたため、変更したものであるという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 9 7 号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、条例改正の主旨は、公営住宅法の一部改正により、認知症である者等の収入申告義務が緩和されたことに伴うものであるということだが、市営住宅の入居者等に対して、条例改正後の変更点等をどのように周知するのかということについては、例年、通知している入居者への収入申告書の提出依頼文書に変更点等を記載し、周知したいと考えているという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 1 0 3 号 市道路線の廃止」、及び「議案第 1 0 4 号 市道路線の認定」、以上 2 件については、それぞれ執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7 番 川上直喜議員。

○7 番（川上直喜）

私はただいまの経済建設委員長報告のうち、議案第 7 4 号及び議案第 7 9 号に反対し、討論を行います。

平成 2 9 年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 2 号）については、民間会社である日本トーター株式会社に事業を一括していることは、公営競技になじまないこと。また、オートレース場の清掃の月例報告が過去 1 2 カ月連続で市に提出がなく、清潔を維持できているか把握することをやめるなど、直営のときにはなかったことが起き、かつその原因と責任をいまだに明らかにしないこと。さらに、各地に場外オートレース場を広げていることにより賛成できません。

平成 2 9 年度飯塚市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、浄水施設運転管理を一括して民間委託し、料金収納業務まで広げていることは極めて公共性の高い水道事業にはなじまず、賛成できません。来年からの委託業者の公募型プロポーザル方式による選定において、岡山市が指名停止中のものを何の検討もせず、当選人としていることなどは、副市長の業者との 1 泊旅行とあわせ、徹底的に究明すべき課題であります。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第 7 3 号 平成 2 9 年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するこ

とに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第74号 平成29年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第75号 平成29年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）」、及び「議案第76号 平成29年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

次に、「議案第79号 平成29年度飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第80号 平成29年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第1号）」、「議案第81号 平成29年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」、「議案第82号 平成29年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）」、「議案第96号 飯塚市営駐車場条例の一部を改正する条例」、「議案第97号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」、「議案第103号 市道路線の廃止」、及び「議案第104号 市道路線の認定」、以上7件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案7件は、いずれも原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。

経済・体育施設に関する調査特別委員会に付託していました「議案第85号」を議題といたします。経済・体育施設に関する調査特別委員長の報告を求めます。11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

本特別委員会に付託を受けました「議案第85号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」について、審査した結果を報告いたします。

本案については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、公募によるプロポーザル方式で事業者を選定するに当たって、市が民間施設に求める条件をどのように考えているのかということについては、バリアフリーの宿泊室を10室確保すること及び合宿で活用できるような部屋をつくることを条件と考

えている。また、民間施設の経営にかかわるため、必須ではないが、レストランや温泉の活用についても求めていきたいと考えているという答弁であります。

次に、多目的施設の建設費はどの程度と見込んでいるのかということについては、多目的施設を宿泊施設と別棟で建てた場合、現在の施設の解体費用を含めて約4億円と見込んでいるという答弁であります。

次に、事業者が宿泊施設を建てる際に多目的施設を併設した場合は、事業者が多目的施設の建設費用を支払うことになるのかということについては、その場合は多目的施設の部分を市が購入することになるという答弁であります。

次に、今回設置しようとしている附属機関の委員構成はどのように考えているのかということについては、人数は8人以内として、学識経験者2人、商工会議所・商工会の関係者1人、福岡県職員1人、市職員3人、その他市長が特に認める者1人で構成したいと考えているという答弁であります。

この答弁を受けて、経営の視点で審議、審査ができるような委員の人選を行うべきであるとの意見が出されました。

以上のような審査の後、委員の中から、本市の第2次総合計画を初めとしたまちづくり計画に沿ったものにする上で必要な調査研究が不足しており、時期尚早であるため本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

経済・体育施設に関する調査特別委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜委員。

○7番（川上直喜）

私はただいまの経済・体育施設に関する調査特別委員長報告でありました議案第85号に反対し、討論を行います。

この飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例は、公募型プロポーザル方式によって、飯塚市庄内温泉筑豊ハイツの再整備を行うに当たり、事業者の選定について、審議及び審査する選定委員会を市職員3人、県職員1人、商工関係1人、学識経験者2人、そして、市長が指名する1人の8人を予定して設置するものであります。筑豊ハイツは市民、特に若い世代、さらに競技者のためのバリアフリーの宿泊もできるスポーツレクリエーション施設としてイメージされます。鎮西地区八木山の八木山青年の家、八木山高原ユースホテルは残念なことに、市の方針で廃止されましたが、この反省も含めて、本市の第2次総合計画を初めとしたまちづくりの計画に沿ったものにする必要があると思いますが、その際、第1に市民の声を十分に反映させること。第2に無駄遣いを許さないこと。第3に全ての過程において透明性が確保されること。第4に特別の事業者の特別扱いにつながらないこと。この4つの視点からの十分な検討が必要であります。

ところで、本市の公募型プロポーザル方式のガイドラインの運用は、さきに紹介した水道事業における浄水施設運転管理等の一括民間委託の選定状況を一つ見てもわかるように、大きな課題があり、国のガイドラインの検討など、必要な研究はまだ行われておらず、メリット、デメリットも調査できていません。また、民間事業者の事業が立ち行かなくなったときに、公的資金、市民の税金投入による救済や、他事業者への転売についてなど、事前によく検討すべき課題も残されたままであります。このまま当選者が決まれば後戻りできないのが、この公募型

プロポーザル方式の一番重大な弱点であります。

それでは、事業の成功に不可欠な需要調査のうち関係者からの聞き取りはどうか。市の答弁は、一部のスポーツ関係者には意見を聞いたとのことですが、市民、特に高校や大学、障がい者団体、労働団体、商工団体、また、競技者からも意見をしっかりと聞くことはまだできていないのであります。南アフリカ共和国の車いすテニス選手団の強化合宿に不足するというバリアフリーの宿泊先10室は、別の方法で、丁寧に手当をすることとして、この再整備事業は拙速に陥るべきではないと思います。よって、今回の選定委員会の設置は時期尚早であり、賛成できません。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第85号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

これより「選挙第5号 飯塚市・桂川町衛生施設組合議会議員の選挙」を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次投票をお願いいたします。なお、被選挙人が特定できるように、必ず姓、名をお書きくださるようお願いいたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は27人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

明石哲也議員から、身体の故障のため、投票用紙の記載が困難であることを理由に、代理投票の申し出がっておりますので、これを認めます。

お諮りいたします。明石哲也議員の代理投票の投票補助者を太田議事調査係長、及び岩熊議事総務係長とし、そのうち、投票の記載者は岩熊議事総務係長とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

点呼を命じます。議会事務局次長。

（点呼・投票）

投票漏れは、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に6番 奥山亮一議員、及び25番 勝田 靖議員を指名いたします。両議員の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数27票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票27票。無効投票0票。有効投票中、古本俊克議員26票、川上直喜議員1票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は7票であります。

よって、古本俊克議員が飯塚市・桂川町衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました古本俊克議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

議会選出各種委員等の選出を議題といたします。

お諮りいたします。議会選出各種委員の選出について、議長において、指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

都市計画審議会委員に、22番 鯉川信二議員を指名いたします。

お諮りいたします。都市計画審議会委員に、22番 鯉川信二議員を選出することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって、ただいま指名いたしましたとおり、都市計画審議会委員に、22番 鯉川信二議員を選出することに決定いたしました。

次に、暴力追放・生活安全推進住民会議委員に、16番 吉田健一議員を指名いたします。

お諮りいたします。暴力追放・生活安全推進住民会議委員に、16番 吉田健一議員を選出することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって、ただいま指名いたしましたとおり、暴力追放・生活安全推進住民会議委員に、16番 吉田健一議員を選出することに決定いたしました。

「議員提出議案第17号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

議員提出議案第17号について提案理由の説明をいたします。本案は意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「原子力損害の賠償に関する法律（原子力損害賠償法）を実効性あるものに改正することを求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣宛てに提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 (藤浦誠一)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第１７号 原子力損害の賠償に関する法律（原子力損害賠償法）を実効性あるものに改正することを求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「報告第３０号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小川敬一）

報告第３０号専決処分の報告についてご報告いたします。議案書の６７ページをお願いいたします。

報告の前に、今回、まちづくり推進課職員が起こしました事故により市に損害を与えましたことにつきまして、深くおわび申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

今回の事故は、平成２９年９月１４日、午前１０時ごろ、まちづくり推進課職員が吉原町アイタウン内駐車場に設置されている防煙垂壁に車両天井部が接触し、損傷させたものでございます。当該事故における市の過失は１００％であり、損害賠償額は１４万４００円となっております。

今回の事故につきましては、駐車場の車高制限の確認を十分行わなかったことが原因でございます。職員の交通事故防止につきましては、安全運転に努めるよう、常に注意喚起、指導を行っておりますが、今後とも引き続き当該職員はもとより、ほかの職員にも、朝礼、講習等で機会あるごとに交通事故防止の注意喚起、指導について徹底を行い、交通事故防止の強化を行ってまいります。大変申しわけございませんでした。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第３１号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（山本昭彦）

報告第３１号の専決処分の報告について、ご報告いたします。

この報告は、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること、及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告を行うものでございます。

報告第３１号、議案書の６９ページをお願いいたします。

本件事故は、平成２９年７月１８日、午後１０時ごろ、飯塚市目尾地内市道目尾・久保白線横のコンビニ店駐車場から歩道切り下げ部分で一旦停止し、柳橋方面に左折しようとしたとこ

ろで、進行方向右側の側溝蓋が割れていたため車輛右側前輪タイヤをパンクさせ、損傷させたものでございます。事故によります市の過失割合は50%であり、当事者車両の損害賠償額は3500円となっております。

道路点検補修につきましては、日ごろより市報等での情報提供依頼の掲載や、職員への呼びかけ、道路パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて行ってまいります。

以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第32号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。穂波支所経済建設課長。

○穂波支所経済建設課長（土師正信）

報告第32号、専決処分の報告についてをご報告いたします。議案書の71ページをお願いいたします。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

事故の概要につきましてご説明いたします。平成29年8月30日、午後2時45分頃、穂波支所経済建設課職員が市道平恒・南尾線で除草作業中、刈払機の刃で小石を跳ね、市道に停車していた相手方車両の右側後部ドアガラスを損傷させたものでございます。なお、人身傷害はありません。本件事故につきましては、市の過失割合を100%とし、市が相手方に修繕費用として損害賠償額7万3125円を支払うことで、平成29年10月12日に示談が成立しております。

また、事故原因といたしましては、職員の安全管理等への対応が十分でなかったことによるもので、事故を起こしました職員に対し厳しく注意するとともに、他の職員に対しても危機管理意識と細心の注意を払って業務に当たるよう朝礼等での指導をさらに徹底し、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ですが専決処分の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第33号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。都市計画課長。

○都市計画課長（堀江勝美）

報告第33号の専決処分の報告について、ご報告いたします。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、公園施設による車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること、及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

報告第33号、議案書の73ページをお願いいたします。本件事故は、平成29年5月18日、午後1時30分ごろ、相手方の車両が九州工業大学の前面道路であります、市道菰田・幸袋1号線を北に向かって進行中、強風の影響により川津緑道の木の枝が折れて地面に落下し、

相手方車両のフロントバンパーに突き刺さり、これを損傷させたものでございます。事故によります市の過失割合は100%であり、相手方車両の損害賠償額は4万1千円となっております。

公園施設の点検補修につきましては、日ごろより職員による施設の点検やパトロール等を行い、危険な箇所を発見した際には、迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第34号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（高瀬英一）

報告第34号、専決処分の報告について、ご報告いたします。追加議案書の20ページをお願いいたします。

報告の前に、まず、生涯学習課職員が起こしました事故により市に損害を与えましたことにつきまして、深くおわびを申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償額を定めること、及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

今回の事故は、平成29年10月26日、午前10時ごろ、生涯学習課職員が小売店において、駐車場から出ようと後進した際、対面駐車場から同時に後進してきた相手方車両と接触し、損傷させたものでございます。

21ページの事故現場見取図をあわせてご参照願います。損害状況につきましては、相手側が助手席側後部バンパー損傷、市側が運転席側後部タイヤ上部側面損傷となっております。

当該事故における双方の過失は、それぞれ50%であり、損害賠償額は12万5千円となっております。

今回の事故については、職員及び相手方運転手双方の後方周囲の確認を十分行わなかったことが原因であり、職員には、安全運転の指導を強く行うとともに、今後このようなことのなきように、課職員に交通事故防止の注意喚起を行っております。大変申しわけございませんでした。

以上、簡単ではございますが、専決処分の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

市長から、定住自立圏構想に基づく中心市宣言を行いたい旨の申し出がっております。

お諮りいたします。定住自立圏構想に基づく中心市宣言を、ただちに日程に追加したいと思います。これに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、そのように決定いたしました。

定住自立圏構想に基づく中心市宣言について発言を許します。市長。

○市長（片峯 誠）

審議日程の貴重なお時間をいただきありがとうございます。

定住自立圏構想は、地方圏において、住民生活等でのかかわりが深い近接する自治体が相互に連携、協力し、地域住民の暮らしに関する利便性向上に取り組むことで、人口流出の抑制を初め、都市圏からの人の流れを呼び込むことを推進するなど、地域の活力維持や活性化を図ることを目的とするものでございます。

現在、本市は、この定住自立圏の形成を目指し、嘉麻市、桂川町と連携協議を進めているところでございますが、ただいま、「議案第84号 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例」の制定を可決していただきましたので、ここで、国が定める推進要綱の規定に基づき、圏域の中心市としての意志を表明する中心市宣言を行わせていただきますのでよろしくお願いいたします。

中心市宣言。

我が国は、すでに人口減少社会に突入しており、2015年に約1億2709万人であった人口は、2053年には1億人を割り込み、2065年には約8808万人にまで減少すると予測されています。さらに地方圏では、東京圏を初めとする大都市圏への人口流出が続いており、地域経済の縮小、担い手の高齢化による地域コミュニティの崩壊など、より深刻な状況となることが予測されています。

このような状況は、飯塚市、嘉麻市、桂川町の2市1町の嘉飯圏域においても同様であり、毎年約1400人もの人口が減少しており、2015年に18万1535人であった人口は、2065年には11万5781人にまで減少すると予測されています。

嘉飯圏域は、面積369.32平方キロメートルで福岡県のほぼ中央に位置し、東は関の山、西は三郡山地、南は古処山地に囲まれ、全体の約3分の2は森林と耕作地からなっています。周囲の山地に源を発する河川は、多くの支流を集めて遠賀川となり、北流しています。山林や河川流域に広がる水と緑が豊富な地域です。

歴史としては、江戸時代は、長崎街道の宿場町、また黒田藩の出城である益富城の城下町としても栄えていました。明治から昭和30年台前半までは、日本の経済を支え、日本一の産出量を誇った筑豊炭田の一角として繁栄し、1955年の人口は約33万2千人にものぼりました。その後、国のエネルギー政策の転換を受け、相次ぐ炭鉱の閉山、炭鉱労働者の離職により、10年後の1965年には、人口は約21万人となり、約37%もの人口が減少するなど、急激な衰退を経験しています。

この危機的な状況下においても嘉飯圏域の自治体や各種民間団体が連携し、地域の浮揚策としてJR筑豊本線及び篠栗線、国道などの交通のインフラ整備に取り組みました。また地域住民に向けた行政サービスの充実、効果的で効率的な行政運営の確立などを目的として、消防、救急医療、衛生処理施設の運営など、さまざまな連携事業を進めてきました。

飯塚市は、嘉飯圏域からの人口流出を抑制し、地域の活力を維持し続けていくため、歴史的、地理的に、結びつきの深い、嘉麻市、桂川町とさらなる連携を強化し、定住自立圏構想に基づく「嘉飯圏域定住自立圏」の形成を目指し、中心市として多様な都市機能の充実に努めるとともに、将来にわたり圏域の地域住民が安心して暮らし続けていくことができる地域づくりと、その魅力向上に取り組んでいくことを、ここに宣言します。

平成29年12月22日 飯塚市長 片峯 誠。

以上をもちまして、中心市宣言を終わります。

○議長（藤浦誠一）

署名議員を指名いたします。6番 奥山亮一議員、25番 勝田 靖議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして平成29年第5回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後 0 時 0 5 分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

( 出席議員 27名 )

1 番 藤 浦 誠 一

2 番 佐 藤 清 和

3 番 瀬 戸 光

4 番 兼 本 芳 雄

5 番 光 根 正 宣

6 番 奥 山 亮 一

7 番 川 上 直 喜

9 番 明 石 哲 也

10 番 秀 村 長 利

11 番 永 末 雄 大

12 番 田 中 裕 二

13 番 守 光 博 正

14 番 江 口 徹

15 番 梶 原 健 一

16 番 吉 田 健 一

17 番 福 永 隆 一

18 番 城 丸 秀 高

19 番 松 延 隆 俊

20 番 上 野 伸 五

21 番 田 中 博 文

22 番 鯉 川 信 二

23 番 古 本 俊 克

24 番 森 山 元 昭

25 番 勝 田 靖

26 番 道 祖 満

27 番 坂 平 末 雄

28 番 平 山 悟

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田 代 文 男

議会事務局次長 許 斐 博 史

議事総務係長 岩 熊 一 昌

書 記 山 本 恭 平

議事調査係長 太 田 智 広

書 記 宮 嶋 友 之

書 記 伊 藤 拓 也

◎ 説明のため出席した者

市 長 片 峯 誠

まちづくり推進課長 小 川 敬 一

副 市 長 梶 原 善 充

土木管理課長 山 本 昭 彦

教 育 長 西 大 輔

都市計画課長 堀 江 勝 美

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

徳波支所経済建設課長 土 師 正 信

総 務 部 長 安 永 明 人

生涯学習課長 高 瀬 英 一

行政経営部長 倉 智 敦

都市施設整備推進室長 高 木 宏 之

市民協働部長 森 口 幹 男

市民環境部長 中 村 雅 彦

経 済 部 長 諸 藤 幸 充

都市建設部長 鬼 丸 力 雄

教 育 部 長 久 原 美 保

企 業 局 長 中 村 武 敏

公営競技事業所長 山 本 康 平

待機児童対策担当次長 山 本 雅 之

都市建設部次長 今 井 一